

報 告 事 項

項 目	説 明									
1 75 歳以上の組合員に対する福祉事業掛金の徴収について	公立学校共済組合では、75 歳以上の組合員について、福祉事業は適用されるものの同事業に係る掛金の徴収を行っていなかったが、令和 4 年 10 月の地方公務員共済制度における非常勤職員への適用拡大により 75 歳以上の組合員数が大きく増加していること等を理由に、令和 6 年 4 月から、以下の掛金率のとおり、74 歳未満の組合員と同様に福祉事業に係る掛金を徴収することとなった。 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>75 歳未満</td><td>1000 分の 1. 41</td><td>1000 分の 1. 41</td></tr><tr><td>75 歳以上</td><td>徴収なし</td><td><u>1000 分の 1. 41</u></td></tr></table> (管理担当)		令和 5 年度	令和 6 年度	75 歳未満	1000 分の 1. 41	1000 分の 1. 41	75 歳以上	徴収なし	<u>1000 分の 1. 41</u>
	令和 5 年度	令和 6 年度								
75 歳未満	1000 分の 1. 41	1000 分の 1. 41								
75 歳以上	徴収なし	<u>1000 分の 1. 41</u>								
2 静岡銀行の送金・入金手数料の有料化について	令和 6 年 4 月 1 日、公立学校共済組合静岡支部のメインバンクである（株）静岡銀行 県庁支店から、現在、減免（無料）となっている送金・入金手数料を令和 6 年 10 月から有料化し、一般と同額の手数料を徴収する旨の申し入れがあった。公金に準ずる手数料額の適用や手数料有料化の開始時期の後ろ倒しについて静岡銀行へ要望し、交渉を継続している。 (管理担当)									
3 在職老齢年金における支給停止調整額の改定について	在職老齢年金は、賃金（給与と賞与）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に年金額の全部または一部を支給停止する仕組みとなっている。支給停止調整額は、厚生年金保険法第 46 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和 5 年度以降は以下のとおりとなる。 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>支給停止調整額</td><td>48 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> 〈例〉 暫定再任用フルタイムで勤務している組合員 A (64 歳) の場合 ・年金額 1,500,000 円 → 1 月あたり 125,000 円 ・標準報酬月額 320,000 円 ・標準賞与額（6 月＋12 月） 750,000 円 → 1 月当たり 62,500 円 令和 5 年度の支給停止額（月額） {（125,000＋320,000＋62,500）－480,000} × 1 / 2 ＝ 13,750 円 令和 6 年度の支給停止額（月額） {（125,000＋320,000＋62,500）－500,000} × 1 / 2 ＝ 3,750 円 (年金担当)		令和 5 年度	令和 6 年度	支給停止調整額	48 万円	50 万円			
	令和 5 年度	令和 6 年度								
支給停止調整額	48 万円	50 万円								

4 組合員等の資格取得時等における個人番号の届出について	令和5年9月29日付けで地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令が公布され、組合員資格取得時及び被扶養者の認定時に個人番号を届け出ることが義務化された。 これに伴い、令和5年12月1日以後、組合員の資格取得及び被扶養者の認定の際、「組合員等個人番号報告書」を提出いただくこととした。 (給付担当)																																					
5 マイナ保険証への移行に伴う組合員証の廃止について	現行の組合員証（健康保険証）の発行については、令和6年12月2日を以て終了し、同日より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが閣議決定された。 令和6年9月頃に全所属所向けに通知を発出し、その時点で確定している内容について周知を行う予定である。 (給付担当)																																					
6 令和5年度以降の保健事業の変更について	令和4年度に設置した「支部保健事業検討委員会」における令和4年11月29日付けの報告書の提言を受けて、次のとおり保健事業の見直しを実施し、令和5年2月17日開催の令和4年度第2回運営審議会にて承認されたことから、令和5年度に下記の変更を実施した。 (1) 脳ドック事業の対象年齢の変更 下表のとおり脳ドック事業の対象年齢を変更した。 <table><tr><td></td><td>41歳</td><td>46歳</td><td>51歳</td><td>55歳</td><td>56歳</td><td>57歳</td><td>58歳</td><td>59歳</td><td>61歳</td></tr><tr><td>令和4年度まで</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td colspan="5">この間に1回</td><td>-</td></tr><tr><td>令和5年度以降</td><td>○※1</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>○※2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○※3</td></tr></table> ※1 令和5年度から41歳を追加（脳血管疾患が高まる40歳代の受診機会拡充） ※2 令和6年度から56歳に固定（固定化による受診先延ばしの防止） ※3 令和6年度から61歳を追加（定年引上げへの対応） (2) 一般事業のスクラップ＆ビルド 下表のとおり4事業を廃止し、令和5年度から組合員が年齢、性別などにとらわれずに健康、生きがい、趣味などが幅広く選択できる「ベネフィット・ステーション事業」（福利厚生代行サービス）を実施した。 <table><tr><td>令和4年度をもって廃止</td><td>令和5年度新規事業</td></tr><tr><td>教職員元気回復事業</td><td rowspan="4">ベネフィット・ステーション事業 〔優待価格での施設利用、サービスの提供、物品購入等〕</td></tr><tr><td>介護講座事業</td></tr><tr><td>結婚祝品事業</td></tr><tr><td>出産保育事業</td></tr></table> (福祉担当)		41歳	46歳	51歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	61歳	令和4年度まで	-	○	○	この間に1回					-	令和5年度以降	○※1	○	○	-	○※2	-	-	-	○※3	令和4年度をもって廃止	令和5年度新規事業	教職員元気回復事業	ベネフィット・ステーション事業 〔優待価格での施設利用、サービスの提供、物品購入等〕	介護講座事業	結婚祝品事業	出産保育事業
	41歳	46歳	51歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	61歳																													
令和4年度まで	-	○	○	この間に1回					-																													
令和5年度以降	○※1	○	○	-	○※2	-	-	-	○※3																													
令和4年度をもって廃止	令和5年度新規事業																																					
教職員元気回復事業	ベネフィット・ステーション事業 〔優待価格での施設利用、サービスの提供、物品購入等〕																																					
介護講座事業																																						
結婚祝品事業																																						
出産保育事業																																						

7 貸付事業における地方公務員の定年年齢の引上げへの対応について	公立学校共済組合が行う貸付事業において、他の共済組合の対応等を踏まえた本部の対応方針が示され、地方公務員法改正に伴う定年年齢引上げへの特段の対応は行わず、現行の貸付規程（運用）の範囲内で対応することとされた。 (1) 他の共済組合の状況について 他の共済組合（地方職員共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会）においても令和5年12月時点では、特段の対応は行わず現行の各共済組合の貸付規程（運用）の範囲内で対応することが確認された。 各共済組合の貸付規程は総務省の定める貸付準則に準拠した形で整備されており、共済間での異動を踏まえると、可能な限り相互の対応方針は合わせるべきであるとされている。 (2) 既存の貸付けに係る60歳以降の借入金の償還継続について 共済組合の貸付けを受けている方で60歳以降も償還が続く場合、給料月額7割水準となるが、償還額は今までと変わらず給料等からの控除は継続される。（運用の変更なし） なお、償還中の借入金について、繰上償還制度を利用することで月々の償還額や償還回数を減らし負担の軽減を図ることが可能である。 (3) 当該対応に関する周知 上記（2）について、当支部では次のとおり組合員への周知を行った。 ・支部ホームページ、県教育委員会掲示板及び福利しずおか第110号（令和6年5月）に記事を掲載 ・各所属所に案内チラシを送付 ・LINE公式アカウントによるメッセージ送信 （福祉担当）
8 5大がん精密検査受診率把握に係るアンケートの実施について	本部より公立学校共済組合における保健事業の重点取組事項が提示された。その一つとして、がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡率の減少を図る目的から、各支部において5大がん検診の精密検査受診率（※）を把握することとされた。 これにより、当支部では令和6年度から組合員本人へのアンケート調査を実施することとしている。 なお、詳細は令和6年9月中旬頃、各所属所長宛て通知にて案内する予定である。 ※5大がん検診の結果が要精密検査だった者が、実際に精密検査を受けた率。 【アンケート実施期間（予定）】 令和6年9月中旬頃から令和7年3月中旬頃まで （福祉担当）